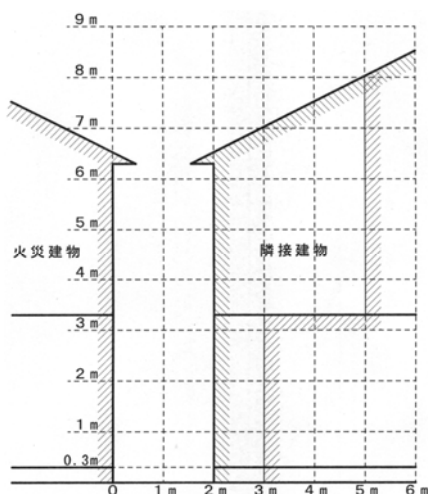


## 『キソパッキング工法の防火措置』について（補足）

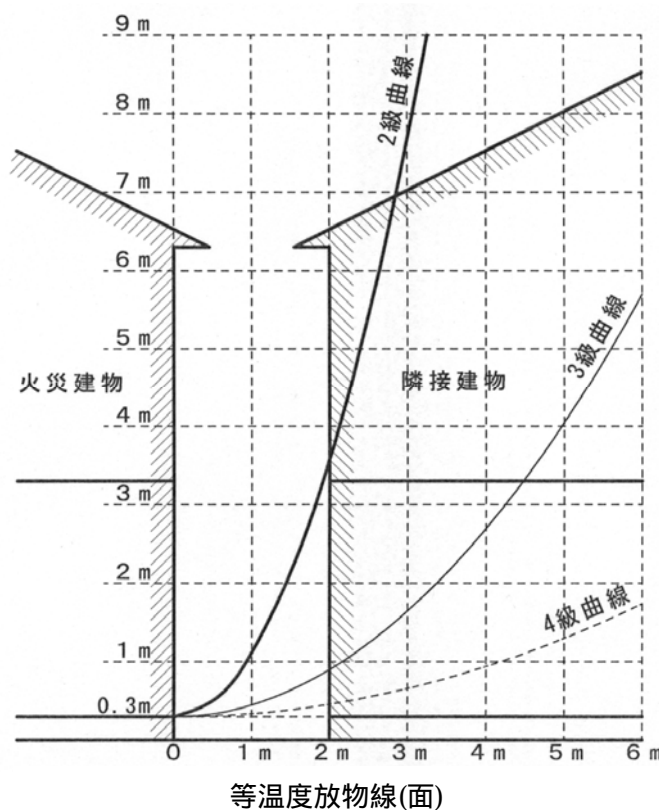


準防火地域で法第2条第6項(延焼のおそれのある部分)に該当する場合の同法施行令第109条の第3項に基づく措置の範囲は左図の斜線部分となる。

この範囲における床下換気孔の防火措置としては「地面からの高さが1m以下の換気孔に設ける防火設備として鉄板等の法定不燃材による覆いは2mm 目メッシュの金網に替えて有効である」との判断がされているが、この根拠については、以下のとおりである。

建築基準法においては火災の動性上、右図の各曲線(2級曲線: $h=0.82 \times d^2$ ・3級曲線: $h=0.15 \times d^2$ ・4級曲線: $h=0.04 \times d^2$ )の2級曲線内の部分を基に、法において「延焼のおそれのある部分」として定義している。

この2級曲線内の部分は、直接火炎が当り得る部分を示しており、この範囲以外の部分については、「直接火炎が当る状況は極めて少ないが輻射熱対策は必要である」とされている。このため床下換気孔については、不燃材で造るか又は覆うことが防火措置として有効とされるのが建築基準法の示す根拠である。



また火災建物周辺の風等の影響を考慮すれば、図における3級曲線内においても同様に「延焼のおそれのある部分」として防火措置を採る事が望ましい。しかしいずれの場合においても床下換気孔は輻射熱対策にて満足する事が上図からも明らかであるため、これを防火措置として有効であると判断されている。